

D396

23

様式44

令和 7 年 5 月 15 日

三重県知事

あて

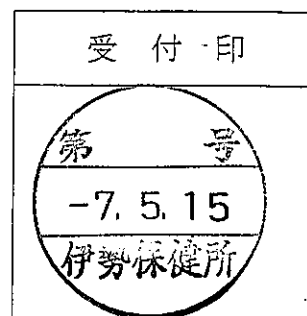
医療法人住所 三重県伊勢市御薗町長屋2061番地2
医療法人の名称 医療法人 きくち矯正歯科
理事長 菊池 一 晃
電話 (0596) 26-0888

決 算 届

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書



〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 3 1 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 きくち矯正歯科
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 三重県伊勢市御薮町長屋 2 0 6 1 番地 2

(3) 設立認可年月日 平成 1 3 年 7 月 2 日

(4) 設立登記年月日 平成 1 3 年 7 月 6 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人 きくち矯正歯 科	医療機関番号 2430805131	三重県伊勢市御薮町 2 0 6 1 番地 2	

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 6 年 5 月 25 日 令和 5 年度決算の決定

令和 7 年 3 月 30 日 令和 7 年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 きくち矯正歯科
所在地 三重県伊勢市御薗町長屋 2061 番地 2

※医療法人整理番号 0396

財 産 目 録
(令和 7 年 3 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	95,718 千円
2. 負 債 額	79,547 千円
3. 純 資 産 額	16,171 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	37,598
B 固 定 資 産	58,120
C 資 産 合 計 (A + B)	95,718
D 負 債 合 計	79,547
E 純 資 産 (C - D)	16,171

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 ■ 法人所有 □賃借 □部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人 きくち矯正歯科 ※医療法人整理番号 0396
 所在地 三重県伊勢市御薗町長屋2061番地 2

貸 借 対 照 表
 (令和 7 年 3月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	37,598	I 流 動 負 債	6,885
II 固 定 資 産	58,120	II 固 定 負 債	72,662
1 有 形 固 定 資 産	14,196	(うち医療機関債)	△ 32,670
2 無 形 固 定 資 産	75	負 債 合 計	79,547
3 そ の 他 の 資 産	43,849	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)		科 目	金 額
		I 出 資 金	9,900
		II 積 立 金	6,271
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	16,171
資 産 合 計	95,718	負 債 ・ 純 資 産 合 計	95,718

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 2

法人名 医療法人 きくち矯正歯科
所在地 三重県伊勢市御薗町長屋2061番地2

※医療法人整理番号 0396

損 益 計 算 書
(自 令和 6 年 4 月 1日 至 令和 7 年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	110,863
2 事業費用	122,210
本来業務事業損失	11,347
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	
II 事業外収益	361
III 事業外費用	923
経常損失	11,909
IV 特別利益	4,037
V 特別損失	0
税引前当期純損失	7,872
法人税等	72
当期純損失	7,944

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 きくち矯正歯科
理事長 菊池 一晃 殿

私（注１）は、医療法人きくち矯正歯科の令和６会計年度（令和６年 ４月 １日から令和７年 ３月 ３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注２）の監査を実施しました。

記

監査結果

- （１）事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- （２）会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- （３）計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- （４）理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和７年３月３１日

医療法人 きくち矯正歯科
監事 菊池 十四子

（注１）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注２）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第 51 条第 2 項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第 3 条に規定する重要な会計方針の記載及び第 22 条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。